年　月　日

既存不適格調書
（記　載　例）

（あて先）

建築主　　氏名　　新　潟　　太　郎

調査者（設計者）
住所　　〇〇市〇〇〇〇〇〇
建築士事務所名　　〇〇設計事務所
資格　（ 1級 ）建築士（ 大臣 ）登録第〇〇〇号
氏名　　新　潟　　次　郎
電話　　－　　－

1.既存不適格建築物の概要

建物名称等	名称	建物名称を記入			
	所有者（管理者）	現在の建物所有者を記入			
	所在地	新潟市〇〇区〇〇〇〇〇〇（現在の所在地名）			
	用途	例：学校，病院等	竣工年月日	当初の竣工年月日を記入	
	設計者	建設当時の設計者を記入して下さい			
	施工者	建設当時の施工者を記入して下さい			
	階数	地上　〇　階　，　地下　〇　階			
都市計画区域 現在の都市計画について記入	□都市計画区域内	（□市街化区域	□市街化調整区域	□区域区分未設定区域）	
	□準都市計画区域	□都市計画区域及び準都市計画区域外			
用途地域 現在の用途地域を記入	□第1種低層住居専用	□第2種低層住居専用	□第1種中高層住居専用	□第2種中高層住居専用	
	□第1種住居	□第2種住居	□準住居	□近隣商業	
	□商業	□準工業	□工業	□工業専用	□指定なし
敷地面積	申請前の面積　㎡	建築面積	申請前の面積　㎡	延床面積	申請前の面積　㎡
建ぺい率	申請前の建ぺい率　％	容積率	申請前の容積率　％		
構造概要 既存部分	□木造	□鉄骨造	□鉄筋コンクリート造	□鉄骨鉄筋コンクリート造	一部（　）造
	□その他（　）				
基礎形状 既存部分	□べた基礎	□布基礎	□くい基礎	□その他（　）	
構造計算 既存部分	□ルート1	□ルート2	□ルート3	□その他（　）	
既存不適格となっている部分、規定、基準時 現時点における既存不適格部分の全てについて記入して下さい	・集団規定 既存不適格事項 （ただし法第48条を除く）	□適法 （部分）	□既存不適格 （規定）	（基準時）	
	・構造耐力関係規定 既存不適格事項	□適法 （部分）	□既存不適格 （規定）	（基準時）	
	・上記以外の規定 既存不適格事項	□適法 （部分）	□既存不適格 （規定）	（基準時）	
※1 建物履歴 過去の履歴を全て記入	増築、改築、用途変更、修繕・模様替、除却、耐震	□　無　□　有	（　年　増・改・修・模・用・除・耐　㎡） （　年　増・改・修・模・用・除・耐　㎡）		
	火災等被災歴	□　無　□　有	（　年被災　㎡）		
既存部分の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況	調査の上，資料や写真を添付して説明（耐震診断書等）				

2.増築等にかかる部分の概要

増築等に係る部分の床面積の合計(a)		今回申請する部分の面積	基準時以降に増築等を行った部分の面積(b)	基準時以降現在までの増築面積
基準時における延べ面積(A)		基準時における面積　㎡	(c)=A/20:　㎡	(d)=A/2:　㎡
該当する適用区分にチェック	□適用区分1	基準時の1/20以下かつ50㎡以下(令第137条の2第二号)		a＋b≦c かつ 50
	□適用区分2	基準時の1/2以下(令第137条の2第一号)		a＋b≦d
	□適用区分3	基準時の1/2を超える(法第86条の8)		a＋b≧d
	□適用区分4	上記以外(令第137条の7を除く)		
接続方法 増築部分と既存部分について	□EXP.J等既設に影響を与えない		□その他(　　)	

3.設計図書等の有無　存在する設計図書の全てについてチェック

確認申請図書	□有　□無	意匠図	□有　□無
設備図	□有　□無	構造図	□有　□無
構造計算書	□有　□無		
確認済証	□有	(確認済証番号　　確認済証交付年月日　　)	
	□有(増築等)	(確認済証番号　　確認済証交付年月日　　)	
	□有(増築等)	(確認済証番号　　確認済証交付年月日　　)	
	□無		
検査済証	□有	(検査済証番号　　検査済証交付年月日　　)	
	□有(増築等)	(検査済証番号　　検査済証交付年月日　　)	
	□有(増築等)	(検査済証番号　　検査済証交付年月日　　)	
	□無		

4.新築又は増築等の時期を示す書類※2　建物が建てられた時期が判るもの

□検査済証	□建築確認台帳に係る記載事項証明	□確認済証	□登記事項証明書
□その他(　　)			

5.基準時以前の建築基準関係規定の適合※3　必ずチェックや記入をして下さい

□基準時以前の建築基準関係規定に適合することを確認		
確認方法	□現地調査	□図面(意匠図・構造図・施工図)と現地の照合
	□その他(　　)	

添付図書

※1　既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示されていること。

※2　原則として、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明(完了検査を行った機関が交付したもの。)とする。

検査済証等が無い場合にあっては、確認済証、同証明書、登記事項証明書に加えて建築確認後の工事の実施を特定できるその他の書類とする。

※3　基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書(必要と認め指示した場合)